

# 公益財団法人市原市文化振興財団 事業年度雇用職員募集要項

1. 申込期間 令和7年12月4日（水）～採用者が決定次第終了
2. 採用人員 若干名
3. 勤務地 市原市市民会館（市原市惣社1-1-1）
4. 職種 以下、①～②のいずれも募集  
①経理補助事務（出納、経理等）  
②窓口・受付事務（施設予約・案内、チケット販売等）
5. 雇用期間 随時採用の上、令和8年3月31日まで（勤務成績等により雇用更新可）
  
6. 雇用条件 （職種①、②共通）
  - ・高校卒業程度の学歴を有する方
  - ・シフト制勤務で週2日以上出勤できる方（土日祝祭日の勤務有り）
  - ・パートタイム勤務（時間外勤務有り）ができる方
  - ・パソコン（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる方（職種①の方のみ）
  - ・複式簿記の知識、または仕訳入力等の経理実務経験をお持ちの方は特に歓迎
  
7. 応募条件 次のいずれかに該当する方は応募できません。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 当財団において懲戒解雇の処分を受けた者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した者
  
8. 勤務時間 8時30分から17時15分のうち、4～7時間（勤務時間は応相談）
  
9. 休暇
  - (1) 週休2日制（年末年始休暇有り）
  - (2) 年次有給休暇
    - ・契約期間が6月以上ある方は雇用時に勤務条件に応じた日数を付与。
    - ・契約期間が6月末満の方は、連続した雇用期間が6月以上となり、一定の条件を満たした場合に付与。

(3) 特別休暇

- ・忌引休暇や療養休暇等、一定の事由に該当する場合には特別休暇の取得可。

10. 給 料 時給：1,240 円 (12月1日現在の時給。契約更新時の昇給有り)

11. 手 当 (1) 通勤手当

- ・通勤方法（自動車、バイク等）に応じた額を支給。
- ・公共交通機関を利用した場合は、実際の経路ではなく最も経済的かつ合理的な手段で計算した額を支給。

(2) 期末・勤勉手当

(支給対象者) ※下記条件を全て満たす者に支給

- ・年度内に雇用期間が6月以上
- ・1週間あたりの勤務時間が15時間30分以上
- ・基準日（6月1日、12月1日）に在籍※

※基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合もこの要件を満たす。

(3) 時間外手当、休日勤務手当、宿直手当

12. 加入保険 労働保険（週の所定労働時間が20時間以上の場合）

13. 採用方法 1次選考（書類審査）及び2次選考（面接）

14. 提出書類 履歴書・職務経歴書

15. 申込方法 公共職業安定所または市原市市民会館へ申し込み

申込み・問合せ 公益財団法人市原市文化振興財団（市原市市民会館）企画管理班

住所：〒290-0023 市原市惣社1-1-1

電話：0436-22-7111

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（休館日：第1・3火曜日を除く）